

こんにちは 家畜保健衛生所です

平成28年 3月

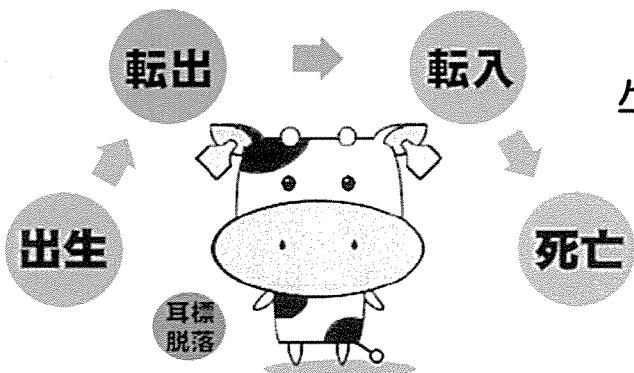
牛個体識別番号の重複事案について

牛の個体識別番号の重複により、誤った個体識別番号の耳標が装着された牛が出荷され、と畜場において本来受けるべきBSE検査を受けずに流通していた事案について、さいたま市が公表しました。

農林水産省の調査によると、当該牛は耳標が両耳脱落していたため、管理者が再発行を申請しましたが、その際に十分に確認せず誤った番号で申請し、今回の重複事案が発生したとのことです。

飼養者のみなさまにおかれましては、今一度、同法に基づく届出についてご確認いただき、再発行耳標の装着の際には、装着する牛を間違えないよう、関係書類等により自己点検を必ず行ってください。

特に両耳を再発行申請している場合は要注意！！



牛の出生や異動の届出は、速やか、かつ、正確に行いましょう。

- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。

お問い合わせ 近畿農政局奈良支局 0742-32-1874